

事業主殿

山梨県自動車販売整備健康保険組合

新健康保険証の交付および 健康保険証廃止に伴う資格確認書の発行について

このたびの健康保険被保険者証の更新につきまして、ご多忙の折多大なご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。過日、ご申請いただきました被扶養者の再認定ならびに健康保険被保険者証の更新をしました。本年12月2日の保険証廃止に伴い、今回が最後の保険証発行となります。加入者へ新保険証を配布していただくとともに、保険証に代わる新制度についても併せてご周知いただきますようお願いいたします。

◆新健康保険証の交付と旧健康保険証の回収について

今回新たに交付する被保険者証につきましては、健康保険のしおりを添えて被保険者へ配布いただきますようお願いいたします。

なお、一部の被保険者・被扶養者につきましては、今回の被保険証の交付に含まれておりません。別紙一覧表をご確認の上、引き続き更新手続きにご協力をお願いいたします。

旧被保険者証につきましては、同封の「被保険者証更新管理簿」をご覧ください、**令和6年12月13日(金)**までに回収のうえ、当健康保険組合へ送付いただきますよう併せてお願いいたします。

紛失等により旧被保険者証を回収できない場合につきましては、「健康保険被保険者証滅失届」を提出してください。

◆令和6年12月2日に現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証としてマイナンバーカードと一体化されます

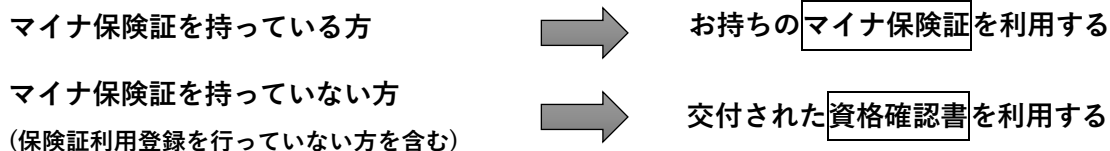
- ・ 保険証廃止日以降、原則、すべての被保険者・被扶養者にマイナ保険証を利用することが求められます。ただし、経過措置により、令和6年12月1日以前に発行した保険証は、有効期限までは使用が可能です。今回配布した保険証は令和7年11月30日まで使用することができます。令和7年12月1日には保険証が完全廃止となり、それ以降はマイナ保険証で受診していただくこととなります。
- ・ 令和6年12月2日から保険証の発行ができません。そのため、11月29日(金)までに当組合に到着した不備のない届出について、保険証を発行します。ただし、12月2日以降に以下の①～③にあてはまる方は、11月29日以前に届出をいただいても交付対象外となります。

①新たに資格取得する方

②保険証を紛失・毀損をした方

③氏名変更等の記載事項(氏名など)が変更となる方

①～③の該当者が医療機関を受診する際は、次のとおりとなります。



マイナ保険証とは…

ご自身のマイナポータルから健康保険証利用登録を行ったマイナナンバーカードです。マイナナンバーカードを取得しただけでは保険証としての利用はできないためご注意ください。

◆資格確認書について

- ・ 保険証廃止後、現行の保険証やマイナ保険証をお持ちでない方（保険証利用登録を行っていない方を含む）が、医療機関での保険診療を受けられるよう「資格確認書」を交付します。任意で交付できるものではなく、現行の保険証やマイナ保険証を持っている方には交付できません。
- ・ 資格確認書の交付対象者は、マイナ保険証をお持ちでない理由により手続きが異なるため、手続きについての詳細は最終ページの「資格確認書交付におけるフローチャート」をご確認ください。
- ・ 資格確認書の有効期限は、現行の保険証と同様に、発行日から毎年11月30日までとし、1年で更新します。
- ・ 資格確認書の回収は、原則、現行の保険証と同様の取り扱いとします。
 - a. 資格確認書を保有している方が、資格喪失した場合は資格確認書を回収します。資格喪失届（被扶養者異動届）の回収日欄をご記入のうえ、回収した資格確認書を添えて届け出てください。
 - b. 資格確認書の記載事項（氏名等）に変更が生じた場合は、差し替え（回収・再交付）が必要です。変更届と「資格確認書（再）交付申請書」を併せて提出してください。

◆資格取得届および被扶養者異動届の様式変更について

資格取得届と被扶養者異動届に「資格確認書発行要否欄」が加わります。届出の際は、必ず「必要」・「不要」のどちらかに○をつけ、「必要」に○をつけた場合は、「資格確認書（再）交付申請書」を併せて記入し添付してください。

◆保険証廃止後の被扶養者資格調査（検認）について

これまで保険証の更新と併せて、被扶養者の収入や生活状況等を確認する被扶養者資格調査（検認）を行ってきました。この調査は毎年行うものと定められているため、**保険証廃止後もこれまでと同様に行います。**事業所ご担当者様ならびに対象者の方には、大変お手数をおかけしま

すが、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

今回配布した保険証は令和7年11月30日まで利用できます。令和7年12月1日の保険証完全
廃止までに、マイナ保険証が利用できるようご準備をお願いいたします。

お問い合わせ先

山梨県自動車販売整備健康保険組合

TEL：055-263-1651

資格確認書交付におけるフローチャート

令和6年12月2日～令和7年11月30日まで

①～③のいずれかに該当するかご確認ください。

- ① 新たに資格取得する方
- ② 保険証の紛失・毀損をした方
- ③ 保険証の記載事項（氏名など）が変更となる方

該当する

該当しない

マイナ保険証を持っていますか？

持っている

持っていない

お持ちのマイナ保険証をご利用ください。

①と③に該当する方は、健保から「資格情報のお知らせ」を交付します。

「資格確認書」を交付します。

- ①に該当する方は、資格取得届（被扶養者異動届）の、資格確認書発行要否欄にて、要否を申請し、「必要」に○をつけた場合は「資格確認書（再）交付申請書」も併せて記入し添付してください。
- ②・③に該当する方は、「資格確認書（再）交付申請書」にて交付申請してください。

現行の保険証またはマイナ保険証をご利用ください。

令和7年12月1日以降

マイナ保険証を持っていますか？

持っている

持っていない

お持ちのマイナ保険証をご利用ください。

下のいずれかに該当するかご確認ください。

- マイナンバーカードを取得していない
- マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録をしていない
- マイナ保険証の利用登録を解除した
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた
- マイナンバーカードを返納した

該当する

該当しない

申請は不要です。資格確認書が健康保険組合から自動的に交付されます。

「資格確認書(再)交付申請書」にて健保に申請してください。